

## 国際学術交流を振り返る： 2022年度短期海外研修の報告を兼ねて

指 宿 信

### 1 はじめに

2022年8月25日から9月6日まで、法学部短期海外研修制度を利用してハワイ大学を訪問した。本稿はハワイ大学の研究パートナーの紹介並びに交流の経緯や、現地で開催した学術集会の報告を行なうとともに、筆者が実践してきたこれまでの国際学術交流をいくつかご紹介し、それらの経験を通して得られた交流の意義や効用、そして継続する場合に必要とされる要素、本学において必要とされる交流支援のあり方を検討した内容となっている。

本文に進む前に、まず、ハワイ大学と成城大学の共催で実施してきたこれまでの学術集会に助成を頂いてきた成城大学、並びに実施に向けて事務的な支援を頂いてきた研究支援機構事務室のみなさまに感謝申し上げる次第である。そうした支援がなければ紹介するような集会の成功は得られなかった。

### 2 ハワイ大学の研究者との交流

ハワイ大学にはマーク・レビン (Mark A. Levin) 教授とデイビッド・ジョンソン (David T. Johnson) 教授という二人の日本の法制度を専門とする研究者がいる。レビン教授はロースクールに、ジョンソン教授は社会学部に所属する。

レビン教授<sup>1)</sup>は喫煙・タバコ規制や少数民族といった日本の様々な法現象を考察されているが、北海道大学法学部でも教鞭を取った経験もあり、*The Journal of Japanese Studies* の編集委員を務めるなど大の日本通である<sup>2)</sup>。彼との共同プロジェクトは、2012年にハワイで開催されたアメリカ法社会学会を契機となっている。普段であれば同学会には日本人は20名ほどの参加に対してこの年は60名を越え、様々な法分野の専門家が顔を見せていた。アカデミズムでもハワイに集客力があるということ認識し、これを機会に以前から知古を得ていたレビン教授とハワイを開催地として刑事司法に関する学術集会を継続的に開催することに合意した。

そこで、2014年から毎年小規模のワークショップを開くようになった。当初の日本側の報告者の中心となったのは、筆者が代表者となっていた科研費基盤B(2008-2010<sup>3)</sup>, 2011-2013<sup>4)</sup>) チームで、法・言語・心理の研究者による学際プロジェクトを展開していた。法という現象を規範である法の世界だけで考察するのではなく、言語学や心理学といった経験的学問の観点から調査分析する研究グループである。ドメスティックな問題解決で終わってしまうことの多い法学と異なり、普遍的な方法論を提示でき、問題意識も共有しやすいという長所を持っている。そのため、ハワイ大学ロースクールにおられる法と心理学の専門家であるジャスティン・レビンソン(Justin D. Levinson)教授にも継続的に交流に参加いただいていた。

また、日本の刑事司法を専門とするジョンソン教授<sup>5)</sup>とは彼の指導教員が

---

1) <https://www.law.hawaii.edu/person/mark-levin>

2) レビン教授による日本語論文(翻訳)として、「批判的人種理論と日本法 — 和人の人種的特権について」法律時報 80 卷 2 号 80 頁 (2008)、「法律学におけるタバコ規制の意義と可能性」名城法学 58 卷 1=2 号 116 頁 (2008)『「無知のヴェール」から日本の刑事司法を考える」世界 2014 年 6 月号、など。

3) 「市民参加型司法プロセスにおける「情報的正義」の構築に向けた学融的実証的研究」<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-23330005/> 構成員は、筆者の他、言語学から堀田周吾教授(明治大学)、心理学からは佐藤達也教授(立命館大学)と藤田政博教授(関西大学)が、そして刑事訴訟法学からは筆者と淵野貴生教授(立命館大学)である。

4) 「裁判員裁判に対する認知科学の寄与・貢献をめぐる学融的実証的研究」<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-20330004/>

筆者の兄弟子だったという関係から以前から親しくさせていただいており、彼が毎年のように調査のために来日するたびに意見交換をするなど、個人的な交流を続けていた。ジョンソン教授は神戸大学で法学博士号を取得されているが、これは日本の検察官に関する唯一の参加観察を含む経験的研究である。日英両語で出版されている<sup>6)</sup>。自他ともに認める日本好きであるが厳しい日本の制度批判で知られ、その著作は多くが日本語でも刊行されている<sup>7)</sup>。複数の彼の論稿を筆者が翻訳し、共著として「日本にはなぜいまだに死刑制度があるのか」デイビッド・T・ジョンソン・指宿 信、訳＝岩川直子（世界2016年3月号）があるほか、編集委員となって2017年に刊行した講座「刑事司法を考える」（全7巻、岩波書店）には3つもの章を寄稿いただいている。教授はつい最近も、岩波書店から『検察審査会——日本の刑事司法を変えるか』（岩波新書、2022）を出版したばかりで大変旺盛な執筆意欲の持ち主である。これまでも、筆者の英語論文執筆の際には事前に読んでいただき様々なコメントをもらっている一方で、筆者もまたジョンソン教授が日本の刑事司法に関して調査研究をするにあたって助言やヒントを出すという関係が続いている。今回も教授が現在調査を進めているテーマに関して筆者からコメントやアドバイスを求められ、教授の自宅で数時間に及ぶ意見交換を行った。

### 3 2022年度学術集会の内容

2022年夏の滞在はこのふたりの教授らとの個別の情報交換や研究打ち合わせを進めると共に、9月4日に一日かけて実施する学術イベントの準備に費やされた。本イベントは成城大学海外学術集会助成金の援助を受けている。2020年はコロナウイルス感染拡大のため開催できなかったが、2021年はオ

---

5) <https://sociology.manoa.hawaii.edu/david-johnson/>

6) デイビッド・ジョンソン『アメリカ人のみた日本の検察制度 — 日米の比較考察』（シェプリンガー・ジャパン、2004）。David T. Johnson, *The Japanese Way of Justice: Prosecuting Crime in Japan*, Oxford Univ. Press (2001).

7) 2014年8月30日付けの朝日新聞「ひと」のコーナーで教授は紹介された。

ンラインで実施することができた。2022 年は 3 年ぶりの対面開催でハイブリッド方式となった。

2022 年のプログラムは、日米両国の刑務所における教育のあり方を考えるというものである。プログラムが更生支援に大きく関わることから、費用面で成城大学治療的司法研究センターも後援に就いた。ハワイ州の様々な民間団体や機関が次々と後援に名乗りを上げてくれて、ハワイ州最高裁からサブリーナ・マッケナ判事も来賓として参加いただくこととなった。

シンポジウムのタイトルは「共感 – LIKE-MINDED ENDEAVORS Education Programs in U.S. and Japanese Prisons through Film and Lived Experience」と題され、“志を同じくする企て”といった趣旨である。

取り上げた映像作品としては、日本からは、2021 年に公開された、島根あさひ刑務所における受刑者による回復共同体を追ったドキュメンタリー作品「プリズン・サークル」(坂上香監督)<sup>8)</sup>、米国からは、イェール・ロースタールの学生がボランティアとして刑務所教育にあたるグリーンヘブン・プロジェクト<sup>9)</sup>のドキュメンタリーが上映されることとなった。

両作品の上映を午前中におこない、午後には二つのセッションを含むシンポジウム形式を取り、第一セッションでは坂上監督とグリーンヘブン・プロジェクトの関係者が登壇、第二セッションではドキュメンタリーを受けて、日米の刑務所事情に明るい研究者のトークが中心となった。日本からは、筆者が代表となっている治療的司法に関する科研費基盤 A<sup>10)</sup> チームのメンバーで、保護司も務め、女子少年院や女子刑務所を研究フィールドとされている後藤弘子教授(千葉大学)が、米国からは、ご当地ハワイ大学社会学部で刑務所の歴史を研究されている、アシュレイ・ロビン教授<sup>11)</sup>が登壇された。

会場はハワイ大学ロースクールの階段教室で、同校のスタッフや学生、ハ

---

8) <https://prison-circle.com/> 国内各地で上映が続いている (2022 年 9 月現在)。

9) <https://green-haven-prison-project.mailchimpsites.com/>

10) 「脱刑事罰処理を支える「治療法学」の確立に向けた学融的総合的研究」  
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-19H00572/>

11) <https://sociology.manoa.hawaii.edu/ashley-rubin/>

ワイ州で出所者支援や刑罰問題に関わる NPO 関係者などが出席した。オンラインでは米国内外、日本も含めて 40 人以上が視聴参加した。

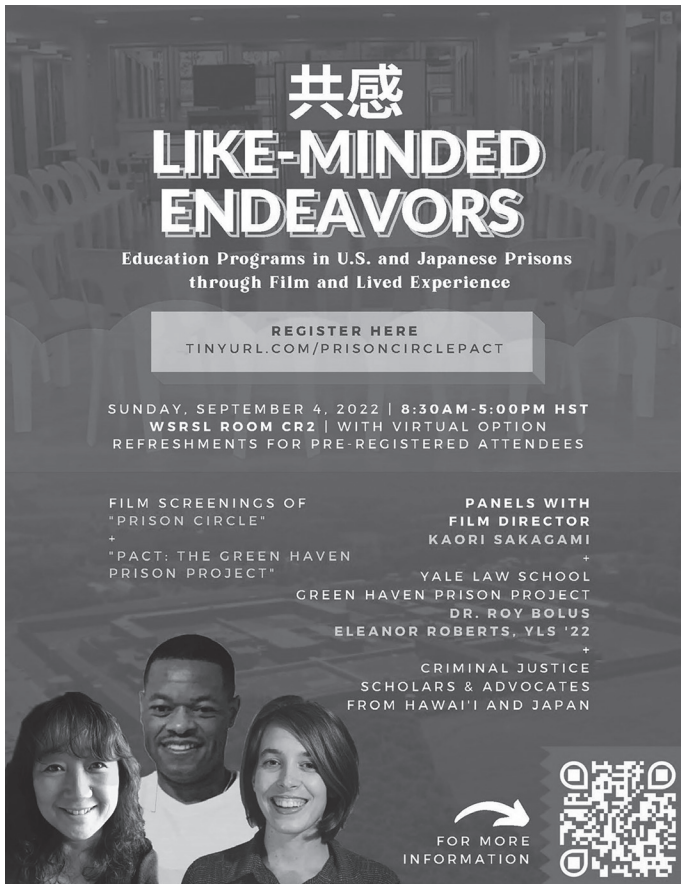
第一セッションの映画関係者によるトークでは、坂上監督からの撮影秘話が語られ、撮影開始まで 6 年を要した法務省から許可を得るまでの経緯や、撮影期間 2 年に及ぶ刑務所での労苦、そしてプライバシーや個人情報に配慮しなければならない編集上の困難と、それを乗り越えた監督のパワーに聴衆は感銘を受けていた。

米国からは、グリーンヘブン刑務所でのプログラムに関わったイエールロースクールを修了したばかりのエレノア・ロバーツ氏と、1980 年代に始まったグリーンヘブン・プロジェクトに刑務所の中で受刑者側の責任者の一人としてプロジェクトを支えていたロイ・ボルス博士（2018 年に知事恩赦により出所）が登壇した<sup>12)</sup>。ボルス博士は刑務所における教育の重要性について身をもって語られ、その存在感は会場を圧倒した<sup>13)</sup>。博士は刑務所で二つの修士号を取得し、博士学位を目指して研究、出所直後に博士学位を授与され、現在はイエール大学で教鞭を取っている。

---

12) 彼に対する恩赦はニュースにもなっている。“Cuomo commutes sentences of 2 men involved in 1988 Albany killings”, Times Union, Dec. 31, 2018. <https://www.timesunion.com/news/article/Clemency-given-to-2-men-involved-in-1988-shooting-13500860.php>

13) <https://theappeal.org/will-governor-cuomo-give-roy-bolus-a-second-chance/> ボルス博士は 1988 年、18 歳の時に殺人罪で禁固 80 年を言い渡されニューヨーク州グリーンヘブン刑務所で受刑していた。



**共感**  
**LIKE-MINDED ENDEAVORS**  
Education Programs in U.S. and Japanese Prisons  
through Film and Lived Experience


**REGISTER HERE**  
[TINYURL.COM/PRISONCIRCLEPACT](https://tinyurl.com/prisoncirclepact)

SUNDAY, SEPTEMBER 4, 2022 | 8:30AM-5:00PM HST  
WSRSL ROOM CR2 | WITH VIRTUAL OPTION  
REFRESHMENTS FOR PRE-REGISTERED ATTENDEES

FILM SCREENINGS OF  
"PRISON CIRCLE"  
+  
"PACT: THE GREEN HAVEN  
PRISON PROJECT"

PANELS WITH  
FILM DIRECTOR  
KAORI SAKAGAMI  
+  
YALE LAW SCHOOL  
GREEN HAVEN PRISON PROJECT  
DR. ROY BOLUS  
ELEANOR ROBERTS, YLS '22  
+  
CRIMINAL JUSTICE  
SCHOLARS & ADVOCATES  
FROM HAWAI'I AND JAPAN

FOR MORE INFORMATION



〈シンポジウムのチラシ〉

これまでハワイ大学では7回に及ぶ学术交流イベントを開催してきたが、今回はこれまでのプログラムの中でもっとも“熱い”内容となり、参加者の心を揺さぶったと思う。第二セッションの司会を引き受けてくれたジョンソン教授がセッションの冒頭で二つの映画を紹介しようとした際に感動の余り声を詰まらせていたのがその象徴だったと感じる。



2022年9月4日 登壇者・関係者記念撮影 ハワイ大学ロースクール  
前列右から3人目がレビン教授、2列目左から2人目がジョンソン教授

#### 4 その他の海外学術交流

以上、2022年夏にハワイ大学で実施した短期在外研修とそれに合わせて開催した日米学術交流集会を紹介した。

このほか、筆者にはハワイ大学以外に取り組んできた三つの大きな国際的な教育プログラムや学術交流のプロジェクトがあるのでそのことも簡単に触れておきたい。

一つ目は、15年以上続いているオーストラリア日本法ネットワーク（通称 ANJel）<sup>14)</sup> を基盤にした交流である。学術面での豪州法学者とのカンファレンス等の開催はもちろん、立命館大学法科大学院で続けている「日本法入門集中講義」（通称「京都セミナー」<sup>15)</sup>）という教育プログラムの実施も大きな柱になっている。これは上記 ANJel の三人の教授と共に2005年に立ち上

---

14) <https://www.anjel.net.au/>

15) <https://www.ritsumei.ac.jp/japanese-law/kyoto-seminar/japanese/>

げたもので、豪州の大学生、大学院生が短期間集中的に日本法を日本の法科大学院生や学部生と一緒に学ぶ、正式に単位の付与される授業である<sup>16)</sup>。教員は英語ネイティブと日本人教員がティームティーチングで担当する（この方式を「京都セミナーメソッド」と呼んでいる<sup>17)</sup>）。筆者も、ケント・アンダーソン教授（現ニューカッスル大学教授<sup>18)</sup>）と共に刑事司法のクラスを、プログラムの立ち上げ当初から担当している。

毎年 60 名ほどの豪州の大学生、大学院生が参加し、これまで延べ 1000 人近くがこのコースを受けている。講習料は 1 週間で 4 万円と安くはないが、毎年希望者全員を受け入れられないほどの活況ぶりである。授業中でも教員に熱心に質問をぶつける海外学生の姿勢は、日本人学生に大きな刺激となっている。教員の側も普通の授業と違ってティームティーチングという気の抜けない授業方式で、授業準備を綿密に進めておくことはもちろん授業中の教員間での当意即妙のやりとりや学生からの質問に対する捌き方など、大いに挑戦的な教育プログラムとなっている。

こちらもコロナ禍で中断していたが、2023 年 2 月には 3 年ぶりに再開する予定である。

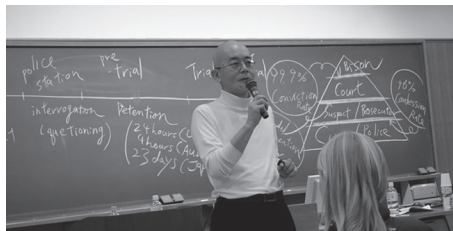
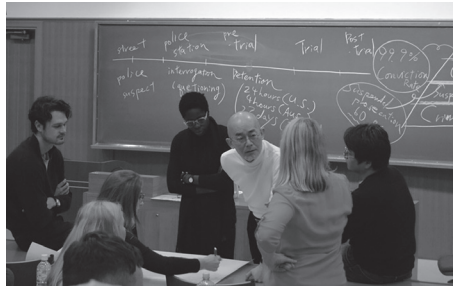
---

16) 豪州の学生は、シドニー大学法学部の授業の大学間共通単位履修者として単位取得が可能になっている。日本の学生には現在こうした制度は設けられていないが、立命館アジア太平洋大学や法学部、国際関係学部などの学生が毎年参加している。

17) L.R.Nottage, F. Bennett, K. Prokati, K. Anderson, L. Wolff and M. Ibusuki, *Beyond Borders in the Classroom – The Possibility of Transnational Legal Education*, *Ritsumeikan Law Review* Vol. 25, pp. 183-208 (2008), Sydney Law School Research Paper No. 08/63.  
[https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=1161016](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1161016)

18) <https://www.newcastle.edu.au/profile/kent-anderson>。元オーストラリア国立大学教授。アデレード大学副学長、西オーストラリア大学副学長などを歴任。





〈2019年2月 京都セミナーでの授業風景 立命館大学朱雀校舎にて〉

二つ目は東アジア圏の法と心理学の学会の連合体である「東アジア法と心理学会 (East Asian Association for Psychology and Law (EAAPL))」である。

この連合体の始まりは、2007年6月に豪州アデレードで開かれていた世界法と心理学会に参加していた筆者を含めた日本からの出席者が、一人の韓国人大学院生と出会い、交流の必要性について合意したのち、帰国後その院生が直ちに指導教員であり韓国法と心理学会理事長であった Kwangbai Park 教授 (忠北大学) に報告、その数ヶ月後に早速同教授が院生を引き連れて来日され、立命館大学で両大学の院生による英語での研究報告会を開催したことが発端となっている。当初から日韓の院生の“修練所”という教育的位置づけであり (英語での学会報告に壁のあった日韓の大学院生を鍛えるという観点から)、欧米の海外学会に挑戦するための登竜門的イベントという趣旨で開催が続けられた<sup>19)</sup>。

19) <https://sites.google.com/site/eastasiawpsyc/home/history>

2012 年には中国の研究者がこの交流に加わることを希望し、名称を日韓から東アジアに変更することとした。その後も徐々に参加者と参加国が増加していった。2016 年 10 月に韓国・済州島や 2017 年 10 月に台湾・台北で開催した際には、日韓中の他に、香港、台湾、シンガポール、マレーシアの参加者が得られるに至った。まさに「東アジア」にふさわしいスケールに発展した。報告者の数が増え、2018 年 12 月の京都での開催の際は 3 日間、報告数は 49 本にも及んだが、若手研究者の経験と交流をメインとするフォーラムの目的は維持されている<sup>20)</sup>。



2016 年 10 月 21 日 第 10 回 東アジア法と心理学会に参加した  
日韓の教員と若手研究者 筆者の左隣がパク教授 韓国・済州島にて

残念なことにこの連合体は、中心となっていた文字通り東アジア圏の法と心理学の牽引者で、最初の日韓交流のパートナーであった Park 教授のご病

---

20) この大会の模様に関するレポートとして、山崎優子「海外学会参加報告 東アジア法都心理学カンファレンス第 12 回大会参加報告」法と心理 19 卷 1 号 75-77 頁 (2019) 参照。

気とコロナ禍のあおりで2018年に立命館大学<sup>21)</sup>で開催されたのを最後に実施できていない。2023年には日本を中心にこのネットワークを復活させたいと考えている。

三つ目が一番新しいプロジェクトである。こちらは、韓国警察大学の李東熹教授と筆者が2018年に立ち上げた「日韓・韓日刑事法研究会」を土台にスタートした交流だ。李教授と筆者が韓日の研究会の世話人として代表を務め、韓国と日本を交互に訪問する形で学術セミナーを開催している。コロナ禍で中断していたが、2022年11月3日に韓国全州市にある全北大学校を会場校に3年ぶりに開催した。このセミナーでは、同一テーマについて日韓両国から報告者と指定討論者を出し、事前に報告原稿を翻訳して参加者に配信の上、セミナー当日全員で討議するというかなり濃密な学術イベントとなっている。研究会の規模を大きくすることなく、かなり厳選した人数に限定して、二国間の比較法研究として高いレベルを目指している。助成団体やスポンサー等はなく、開催回ごとに官庁、研究機関、出版社やデータベース企業等から寄付金をいただいて実施している。

---

21) <https://www.caapl2018.com/>



2018年11月3日 第1回韓日・日韓刑事法研究会合同學術セミナー 韓国・漢陽大学  
筆者の右隣が李教授

## 5 おわりに

国際学術交流を進めるのはどうしてだろうか。参加した人々には感謝されるかもしれないが、業績にカウントされないし報告するだけでは論文の数が増えるわけでもない。謝金をいただくわけでもない。逆に持ち出しも多い。連絡業務が増大して時間が割かれ、授業やその他の研究活動に皺寄せが出てくることも少なくない。そうした実情を知ってか知らずか、学会などで他の研究者に参加をお誘いしても“引かれる”ことの方が多い。なぜこうした活動に熱心に取り組むのかと反対に尋ねられることすらある。

その答えとして思いつく理由は様々ある。一つには、自身の考え方や理解を相対化したり、発展したりさせられる可能性を感じているからだ。また、自身の学問的知見が国内だけでなく海外でも通用するかどうかという試験的役割を果たす。確信が持てれば海外ジャーナルなどに投稿する動機付けに

もなるし、相手国の言語に翻訳されれば日本語読者以外にも自身の意見・考え方を広げることができる。これは研究者冥利と言えるだろう。上記の日韓交流やハワイ大学との交流を通して実際にこれらが実現していると感じている。

二つ目は、豪州の仲間と一緒にいる京都セミナーや東アジア法と心理学会のように次世代に向けた教育や研究者育成といったミッションだ。自身の教え子だけではなく、広いネットワークの中で、しかも、国を超えて、いわば集団指導のような形で若い世代を育てる機会は貴重である。教員同士も指導方法に関して気づきは少なくなく、教員自身が積極的に学術交流を進める姿を若い世代が見れば、後に続く世代もきっと国際交流の重要性を理解することだろう。

三つ目は、単純なことではあるが、相互理解の増進とそれぞれの成長である。研究者集団や学生が国内だけにその興味関心をとどまらせたり人的ネットワークを完了させたりすることなく、グローバルな視野で学問関心を持ち続けることが可能になる。文献等では得られない生身の研究者同士のぶつかり合いが触媒となって研究意欲や教育の動機付けとなっていく。英語での論文や書籍刊行のきっかけとなることもある。一般的に、研究者も年齢を重ねるに従って、若い時と違って外国に学ぼうという姿勢が欠けていくことが多い。若い世代であっても海外忌避という傾向が世紀を跨いで急速に広がっている。そうした流れに抗する意味でも国際学術交流は不可欠だと信じている。

では、こうした交流を進めるために必要なものは何か。

第一は、言うまでもなく人的つながりだ。一緒に国境を越えて進めていこうと約束しあえる相手（同志）がいることは欠くことのできない要素だろう。信頼と友情。それがキーワードだ。

第二は、繋がりを持ちたいと考える学術的な同僚、仲間、そしてサポーターがいることだ。それは日本側においても相手国側においても同様であることが望ましい。言い出しっぺは一種の結節点であるから、それが外れないことと、趣旨を理解し、協力を惜しまない人的広がりが得られるかどうかは

長続きの鍵となる。

第三は、優れた事務局を得られることだ。ハワイ大学ではレビン教授が同大アジア太平洋研究センターの所長を務めており、センターの科目を履修する大学院生や TA などがいて毎年彼ら彼女らの働きが不可欠であった。日韓交流の場合は両国語に通じる若手研究者の存在が大きい。それぞれの国で事務局を担当していただいていることから、世話人は交渉役に徹することができる。

第四は、ハワイ大学のイベントのように何人もの登壇者を外部から招聘する場合には助成や寄付など財政的な基盤が重要だ。ハワイ大学での集会では今年も米国本土から 2 名の、日本から 2 名の登壇者を迎えたため必要経費もかなりの金額に上った<sup>22)</sup>。だが、規模を大きくしないのであればこの点は必ずしも不可欠な要素ではない。Zoom など遠隔コミュニケーションのツールが発達していることから、小規模の場合であれば必ずしも渡航費をかけて開催する必要もない。懇親会での忌憚のないやりとりを含めて対面のメリットは計り知れないが、とりあえずオンラインでもフォーラム（場所）を確保できる今の時代は、以前にはない可能性を持っていると考える。

研究者として大学に望むこととしては、こうした国際的な学術交流を支えてくれるような部署・部局が大学内に設置されることと学術交流支援の予算を増大させることだ。成城大学のケースを例にとると、国際教育プログラムのためのセンターは設置されていて交換協定の締結や留学生の募集などが熱心に進められているものの、教員の行なう国際学術交流を支援する部局が設けられていない。今回筆者が利用させていただいたような在外研修制度や研究者の招聘支援助成は備えられているものの、中長期で招聘される外国人研究者向けのポストや個人研究室など、海外の研究者を積極的に受け入れる環境が整っていないのも残念である<sup>23)</sup>。ソフトとハードの両面で不足を感じる

---

22) 本学の国際学術集会の助成金額は 30 万円である。この点円安によるダメージは大きかった。昨年までは 2800 ドルだったが今年は 2200 ドル程度にとどまり、全体の予算編成に影響が出てしまった。

のが正直なところだ。学生らに海外に目を向けるよう教育するのであれば、まず教員自らがそうした交流の実践を進めるべきであり、大学もそうした実践を効果的に支援できるような仕組みを作っておく必要があるのではないか。本学教員の中にも、それぞれ自身のフィールドで個人的な交流を進められている方もおられると思う。そうした個別の取り組みを学術機関として支える体制が必要であろう。

以上、こうした筆者の経験や分析が少しでも国際学術交流への関心の広がりとその動機付けになれば、幸いである。

(了)

2022 年 11 月 7 日記す

(いぶすき・まこと = 本学教授)

---

23) 全国の大学等における国際交流の現状を把握するための基礎資料としては、次のものが参考になる。未来工学研究所「研究者の交流に関する調査報告書」(平成 31 年 3 月)。平成 29 年度に短期の受け入れ研究者数は国立大学等が 8,064 人、私立大学が 3,145 人、独立行政法人が 1,398 人だった。回答した 842 機関中、短期・中長期のいずれも受け入れ研究者がいない機関は 390 にのぼったという。同報告書 58 頁参照。

